

## 市立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

### 第 1 当該事案の概要

令和 5 年 1 月、市内中学校に在籍する生徒（以下、「対象生徒」という。）は、同級生と下校していたところ、生徒 A に雪山に押しつけられ、10 回程度、顔を殴られた。

また、令和 5 年 8 月以降、対象生徒は、生徒 A にあだ名を付けられ、複数の生徒に広められるとともに、同年 12 月には、SNS に悪口を書き込まれた。

令和 5 年 8 月以降、対象生徒は、生徒 A と関わることに不安を感じ、欠席することが多くなった。

これらのことから、対象生徒が、いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあるものとして、法第 28 条第 1 項第 2 号に規定された重大事態（以下、「不登校重大事態」という。）の調査を行ったものである。

### 第 2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策組織の構成員のうち、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、いじめ対策推進リーダーを調査委員とするほか、教育委員会職員、市職員、心理士、弁護士の第三者を加え、公平性・中立性を担保した調査組織において調査を行った。

調査期間は令和 6 年 5 月 24 日（金）から令和 7 年 1 月 25 日（火）までである。

### 第 3 いじめの定義等

法第 2 条第 1 項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の 3 つの要件からなる。

本事案における対象生徒に対するいじめを行ったとされる生徒の行為について、学校は、5 件のいじめ事案のうち 3 件を認知していたが、本調査においては、対象生徒が訴えた 5 件のいじめ事案について、前述の法の定義に基づき、改めていじめに該当するか検討した。

### 第 4 事実経過を踏まえた検証

対象生徒が訴えた次の 5 件の行為について、事実関係等の調査を行った。

#### (1) いじめの有無

- ① 行為 1（令和 5 年 1 月、下校中に雪山に押し倒され、10 回程度、顔を殴られた）

行為 1 については、令和 5 年 1 月、対象生徒が下校中に生徒 A から雪山に押しつけられ、動けないようにされてから股間を蹴られるとともに、頭部及び顔面を殴

られたことについて学級担任に相談しており、対象生徒が心身の苦痛を感じていることから、いじめに該当する。

同年1月、生徒Aは、生徒Aの学級担任との面談において、生徒Aが対象生徒の足を持ち上げて転ばせたり、ちょっかいをかけたりしていることが喧嘩のきっかけであることや、生徒Aが対象生徒に対して、頭部や顔面を5、6回殴ったり、足を3、4回蹴ったりしたことについて話しており、対象生徒が相談した行為と対象生徒が生徒Aから被害を受けた行為は、概ね一致しているものの、同日の面談において、生徒Aが対象生徒から体当たりを受けたことについて話していることや学級担任が関係生徒に行った面談において、関係生徒が対象生徒と生徒Aがお互いに殴り合いや転ばし合いを行っていたことについて話している。

しかし、一部の関係生徒は、対象生徒が生徒Aからの暴力に対して耐えていたものの、我慢できなくなり、生徒Aに対して頭からぶつかりにいったと話していることや、先に生徒Aが対象生徒に対し、ちょっかいをかけたり、手を出したりしたと話していることを踏まえると、対象生徒が生徒Aに対して行った行為については、生徒Aから受けたいじめ行為が起因となっている可能性が高い。

② 行為2（令和5年8月頃、あだ名を付けられ、複数の生徒に広められた）

行為2については、令和5年8月、対象生徒が、友人からの情報により、生徒Aが対象生徒をあだ名で呼んでいることを知り、それが複数の生徒に広まっていることについてひどく傷ついたことを学級担任に相談しており、対象生徒が心身の苦痛を感じていることから、いじめに該当する。

また、同年8月、生徒Aは、生徒Aの学級担任との面談において、生徒Aが関係生徒からあだ名の意味について聞かれたため、その理由を答えたことについて話しており、対象生徒が相談した行為と対象生徒が生徒Aから被害を受けた行為は、概ね一致している。

③ 行為3（令和5年12月頃、SNSに悪口を投稿された）

行為3については、令和5年12月、対象生徒の保護者が、生徒Aによって、SNSに対象生徒及びその兄のアカウントを載せた画像と対象生徒に係る悪口を掲載されたことについて相談しており、対象生徒が心身の苦痛を感じていることが推測されることから、いじめに該当する。

また、同年12月、生徒Aは、生徒Aの学級担任との面談において、生徒AがSNSに対象生徒とその兄のアカウントの画像やコメントを掲載したことについて話しており、対象生徒が相談した行為と対象生徒が生徒Aから被害を受けた行為は、概ね一致している。

④ 行為4（令和3年5月、悪口を言われた）

行為4については、令和6年7月、学校が対象生徒から受理した陳述書において、令和3年5月又は6月頃、二日に1回くらいの頻度で、対象生徒が生徒Aから「チビ」「ブタ」「デブ」「口臭い」などと同級生に聞こえるような大きさの声で悪口を言われたことについて記載があった。

また、同年8月29日（木）、生徒Aは、いじめ防止対策推進部いじめ対策心理士及びいじめ対策弁護士が行った面談において、生徒Aが対象生徒に対し、日常的に悪口を言っていたことについて認めており、対象生徒が相談した行為と対象生

徒が生徒 A から被害を受けた行為が、概ね一致していることから、行為 4 については、いじめに該当する。

さらに、同日の面談において、生徒 A は、対象生徒から「ゴリラ」「うるせえお前。」などと言われっぱなしで悔しかったので、言い返した。」と記載していることや、生徒 A が対象生徒の行為について「悪口を言い返された。」という認識であることを踏まえると、対象生徒が生徒 A に対して行った行為については、生徒 A から受けたいじめ行為が起因となっている可能性が高い。

⑤ 行為 5（令和 3 年冬頃、スポーツアミューズメント施設において、一時的に財布を奪われた）

行為 5 については、令和 6 年 7 月、学校が対象生徒から受理した陳述書において、令和 3 年冬頃、中学校第 1 学年在籍時に対象生徒が生徒 A を含む同級生 5 名とスポーツアミューズメント施設に遊びに行ったところ、生徒 A から財布を奪われ、ローラースケート場に投げ捨てられたことについて記載があった。

対象生徒が、行為 5 によって心身の苦痛を感じていることから、いじめに該当する。

なお、同年 8 月、生徒 A は、いじめ対策心理士及びいじめ対策弁護士が行った面談において行為 5 について覚えていないと話していることから、詳細は明らかにならなかった。

(2) いじめと不登校との関係性

令和 5 年 8 月、学級担任は、対象生徒から、「生徒 A が学校にいる以上、登校したくない。」と対象生徒が生徒 A との関係に悩み、登校渋りになっていることについて相談を受けた。

令和 5 年 8 月以降、対象生徒は、ほぼ登校することがなくなった。

これらのことから、当該事案により、生徒 A との関わり方に不安を感じ、気持ちが不安定になったことが、対象生徒の欠席の要因の一つとなっているものと考えられる。

## 第 5 当該事案に係る学校の対応の課題について

当該事案に係る学校の対応については、次のような課題があったと考えられる。

(1) いじめを行った生徒への指導

令和 5 年 8 月、学級担任、生徒 A の学級担任及び特別支援教育コーディネーターは、対象生徒と面談し、同年 8 月に対象生徒が友人からの情報により、生徒 A が対象生徒をあだ名で呼んでいるとともに、他の生徒に広めていることを知り、ひどく傷ついたことについて相談を受けた。

同年 8 月、生徒 A の学級担任は、生徒 A に対象生徒の気持ちを考えて行動することや対象生徒のプライバシーに関わることを他者に発言しないことなどについて指導した。

同年 1 2 月、学年代表は、対象生徒の保護者から、生徒 A が対象生徒とその兄のアカウントを載せた画像及び悪口を SNS に掲載していることについて話を聞いた。

法 23 条第 3 項においては、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行

った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」と定められている。

上記のとおり、令和5年8月に生徒Aの学級担任が生徒Aに指導しているものの、生徒Aが同様の行為を繰り返したことから、一時的な指導に留まらず、学校が生徒Aと定期的に面談し、ソーシャルスキルトレーニングを行うことや、必要に応じて、法務少年支援センターに相談し、関係機関と連携した対応を行うなど計画的かつ継続的に指導すべきであった。

## (2) 情報モラル教育に係る未然防止教育の充実

学校では、令和5年度から「SNSの適切な利用に係る教育」や「SNS等のトラブルに係る非行防止教室」を実施し、生徒がSNSのコミュニケーションに起こり得るトラブルや原因から良いコミュニケーションの在り方やネットいじめの防止について考える機会を確保しているものの、「文部科学省情報モラル教育ポータルサイト」などの教材を活用するなど、日常的・継続的な指導を行うことによって、いじめの未然防止に向けた取組を一層推進すべきだった。

## 第6 当該事案への対処及び再発防止策について

学校は、本重大事態の発生を報告後、次の対処方針に基づき、組織的な対応を進めてきている。

### (1) 本重大事態への対処について

<具体的な対応>

- ・いじめ防止対策推進部や教育委員会と情報共有し、対象生徒及びその保護者の心情に寄り添った対応を進める。

### (2) 再発防止に向けた今後の学校の取組

ア 学校においては、本件と同種の事態の発生の防止に向け、いじめの未然防止・早期発見に向けての取組を再確認し、全教職員で取組を進める。

<具体的な取組>

- ・生徒の悩みやSOSを把握するために、休み時間でのふれあいや教育相談の機会を通して、生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。
- ・生徒のいじめの防止等の意識を醸成するため、全学年でいじめの未然防止に係る授業を実施する。
- ・情報モラル教育の充実を図るため、「文部科学省情報モラル教育ポータルサイト」などの教材を活用するなど、日常的・継続的な指導を行う。
- ・学習や休み時間等の生徒の様子を見守るとともに、週1回の学校いじめ対策組織会議の中で生徒の様子について情報共有を図る。
- ・生徒とのふれあいやコミュニケーションの時間を確保し、課題予防的生徒指導に努める。
- ・いじめを許さない態度を育成するため、生徒会が主体となった校区内の小中学校で連携した、いじめ未然防止の活動を通して、自分ならどのような対応をするかを考えたり、議論したりする場を設定する。

イ 学校においては、いじめの防止に向けて、関係機関との連携体制を構築し、全教職員による組織的な対応をより充実させるために、次のような取組を実施する。

<具体的な取組>

- ・全教職員が組織として対応できるよう、旭川市いじめ防止対策推進条例や旭川市いじめ防止基本方針に関する教職員事例研修を年2回実施するとともに、学校いじめ防止基本方針の再確認と本校の取組の見直しに取り組む。
- ・いじめの疑いで欠席した生徒がいる場合については、学級担任等が生徒及び保護者に速やかに聴き取りを行い、登校再開に向けた支援策を提示する。また、当該生徒の欠席が続く場合には、オンライン学習等の支援を行う。
- ・学校いじめ対策組織を中心に、学校のいじめ対応についての見直しや改善を図り、全教職員への周知を図る。
- ・犯罪行為に相当しうると判断した場合には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- ・教育委員会や旭川市いじめ防止対策推進部等の関係機関と連携し、いじめ事案に対する適切な対応を行う。
- ・参観日の学年懇談等の機会において、旭川市いじめ防止対策推進条例に基づくいじめの防止等の取組リーフレットを改めて配付、説明することにより、保護者への啓発を図る。
- ・学校運営協議会やPTA会長に、本校のいじめ対応の現状を報告し、共通理解を図る。